

子どもの権利 4 原則

子どもがしあわせに暮らすために、あたり
まえに守られるのが「子どもの権利」です。
富士市では、「子どもの権利」を
大きく4つにわけました。

1 生命・生存・発達の権利

子どもは、かけがえないひとりの人間として、
それぞれの性格や特徴などが大切にされ、
のびのびと成長することができます。

2 意見表明権

子どもは、自分の意見を自由に伝えることがで
きます。

3 子どもの最善の利益

子どもは、子どもにとって今いちばん大切なこ
とはなにか、いつも大人に考えてもらえます。

4 差別の禁止

子どもは、性別、障害、出身地など、どのよう
な理由によっても差別されることはありません。

「子どもなんでも相談」

子どものどんな困りごと、悩みごとでも
相談できる市の窓口です。
相談は無料です。相談の秘密は守ります。

こども未来部 こども家庭課 児童家庭担当
(富士市役所4階)

ところ：〒417-8601 富士市永田町1-100

でんわ：0545-55-2764

メール：kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

「子どもの権利条例に関する窓口」

子どもの権利条例の内容や救済制度など
に関する市の窓口です。

こども未来部 こども未来課 (富士市役所5階)

ところ：〒417-8601 富士市永田町1-100

でんわ：0545-55-2731

メール：kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp

子どもの権利条例について詳しくはこちら



子どもの権利条例

ひとりで
なやまないで！



富士市

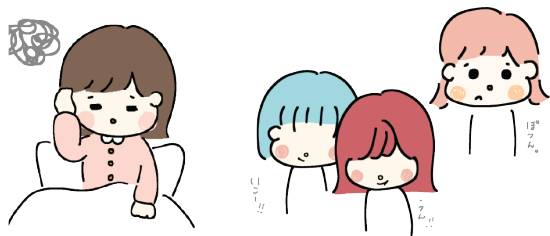


HAGUKUMU
FUJI

富士市では、子どもにやさしいまちづくりをめざして、「子どもの権利条例」という市のきまりをつくりました。

これは、世界中で共通の「条約」をもとにした、子どもの権利をまもるための約束です。子どもはみんな同じように権利があります。

こんなことで悩んでいませんか？



- 朝になると体調がわるくなる
- 友達に仲間はずれにされる、無視されている
- 親やまわりの人に、傷つくことをされた
- 学校に行きのがつらい
- だれにも話をわかってもらえない

など…

話だけでも聞いてほしい…

だれにも言えない、
どうしていいかわからない

どんなことでも大丈夫です！

悩みや困っていることがあれば、なんでも相談できます！

相談すると、どうなるの？

「子どもなんでも相談」窓口、または、学校のGIGAタブレット端末にある「ほっとデジタル相談・ふじ」に、まずは、困っていることなどを気軽に伝えてください！



相談員が、その内容を確認して、どうしたらいいか、何ができるか、あなたと一緒に考えます。



安心しました



こんなふうにしてみよう

「ほっとデジタル相談・ふじ」の相談方法

GIGAタブレット端末のL-Gateから下のマークを選んで、画面を進んでください。

ほっとデジタル相談・ふじ😊

もし、いじめなどがあれば…



あなたの希望を聞いたうえで、相談員がまわりの人から話を聞いたり、あなたの気持ちや意見をまわりの人に伝えたりと、悩みなどが解決できるように寄りそいます。